

寝屋川市いじめ防止基本方針の改定について

1 寝屋川市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえ、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や地域・家庭・関係する機関及び団体との連携等一層の取組の強化を図ることを目的として、平成28年11月に策定し、市全体でいじめのない社会、いじめのない学校づくりを進めています。

2 改定理由

平成29年3月に国の基本方針が改定されたことに伴い、本市も積極的にいじめ防止対策を推進するため。

3 改定内容（16項目）

項 目	改定趣旨（国方針の改定趣旨と同様）
1 いじめの定義	<p>① 解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」の範囲の明確化。（P2：5～8行目）</p> <p>② いじめへの対処方法として、柔軟な対応が可能であることを示す。（P2：12～22行目）</p>
2 学校基本方針	<p>① 全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。（P5：24～P6：3行目）</p> <p>② いじめの発生状況等を学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。（P6：8～P7：7行目）</p> <p>③ 学校基本方針をより実効的なものにする取組を促す。（P7：8～22行目）</p>
3 学校いじめ対策組織	<p>① 組織の構成を工夫・改善するよう促す。（P7：26～P8：9行目）</p> <p>② 学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止等を実効的に行う組織であり、かつ、学校基本方針の見直し等を行う組織であることを周知する。（P8：10～P9：8行目）</p> <p>③ 児童等及び保護者に対して、学校いじめ対策の組織の存在及び活動が容易に認識される取組を実施するよう教育委員会が指導し、実施状況を確認する。（P9：9～P10：2行目）</p> <p>④ 学校としての情報共有の在り方を改めて示す。（P10：3～9行目）</p>

項 目	改定趣旨（国方針の改定趣旨と同様）
4 いじめの未然防止の取組	<p>① 教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たること等を児童等に理解させる。（P10:12～14行目）</p> <p>② 児童等が主体的に参画し、実行する取組を推進する。（P10:18～23行目）</p>
5 いじめへの対処	<p>① 教職員は、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があること、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。（P11:18～P12:7行目）</p> <p>② 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。 いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害児童等への支援を継続すること等を徹底する。（P12:8～P13:8行目）</p>
6 その他	<p>① 就学前の段階から相手を尊重する気持ちを持って行動できるように取組を促す。（P5:13～18行目）</p> <p>② 学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。（P11:8～16行目）</p> <p>③ 児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることを徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。（P14:1～4行目）</p>